

# みよし市暮らしの便利帳共同発行业務プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、みよし市と共同発行业務者（以下「事業者」という。）が官民協働事業として全世帯に発行するみよし市暮らしの便利帳（以下「便利帳」という。）について、事業者の選定並びに便利帳の発行及び配布に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

- (1) 事業者とは、便利帳の作成に関して、みよし市と共同で発行する相手方である民間事業者のことをいう。
- (2) 便利帳とは、みよし市役所の窓口、各種手続等の行政情報、地域情報等（事業者が取材、編集したみよしの観光・歴史・地図等を含む。）及びみよし市に関連する企業広告を併せた地域情報誌のことをいう。

## 3 事業の概要

- (1) 事業名  
みよし市暮らしの便利帳共同発行业務
- (2) 事業内容  
別紙「みよし市暮らしの便利帳仕様書」
- (3) 発行部数  
27,600部
- (4) 履行期間  
協定締結日から令和8(2026)年6月30日(月)まで

## 4 事業者の募集・選定等

- (1) 募集  
事業者の募集は、公募によるものとし、みよし市ホームページで募集案内を行う。
- (2) 選定  
提出された書類の内容や条件などを審査のうえ、総合的に評価し最も優れた事業者を選定する。なお、応募者が1者の場合でも選定基準を満たさない場合には選定しない。

## 5 事業者の参加資格要件

参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 2 月 21 日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 本事業の実施にあたり、適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (6) 過去 5 年以内に、自治体の便利帳又はそれに類似するものの作成実績があること。

## 6 参加申込及び企画提案書等の提出

参加申込に係る申請書をはじめ、提出書類の全てを令和7(2025)年7月25日(金)午後5時までに、下記「19 連絡先」の担当宛て電子メールにて提出すること(電子メール以外の方法は受け付けない)。なお、件名は「みよし市暮らしの便利帳共同発行业務の申請」とすること。また、提出する場合は、みよし市経営企画部企画政策課に対して電話での送付確認を行うこととする。

### (1) 提出書類

No.	提出書類の名称	規格等
1	みよし市暮らしの便利帳共同発行业務申請書 (様式第1号)	A4判
2	企画提案書(1者につき1案)(任意様式) 〈記載すべき事項〉 ① 共同事業についての考え方、目的 ② 制作体制(総括責任者及び担当者も記載すること。) ③ 事業スケジュール ④ 便利帳の内容提案 (ア) 発行ページ数(総ページ数、うち行政情報ページ数) (イ) 規格 (ウ) レイアウト(全体構成、表紙デザイン、目次見本、行政情報見本、地域情報見本) ⑤ 広告掲載予定数及び広告募集計画(募集手順等) ⑥ 全世帯への配布方法及び配布スケジュール ⑦ その他PR資料	A4判 (両面で 16ページ以 内、カラー 可)
3	会社概要のわかるもの(パンフレット等)	A4判
4	同種又は類似業務の実績を示す資料(任意様式)	A4判
5	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式第2号)	A4判

### (2) 提出書類の取扱等

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- エ 提出書類に関する一切の権利は、みよし市に帰属するものとする。
- オ 書類の提出後、みよし市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

## 7 事業者の選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

みよし市の職員で構成する選定委員会において、提出された企画提案書とプレゼンテーションにより選定を行い、候補事業者1者及び次点の候補事業者1者を選定する。

### (2) プレゼンテーション

8月13日(水)午後2時から実施予定であり、発表時間は1者20分以内とする。発表は、提出した企画提案書及び発表用に作成した資料で行うこととし、プロジェクターの使用も可能とする。ただし、パソコンは各自持参すること。

### (3) 選定基準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	本事業への理解度・積極性	当該事業の内容を理解し、業務遂行に当たり積極的な姿勢であるか	5
2	業務実施体制・実績	業務遂行のため、十分な能力を有するとともに、制作体制を整えられているか	5
3	業務の実施工程	無理なく、迅速なスケジュールとなっているか	10
4	デザイン・レイアウト・内容	見やすく読みやすいデザインとなっており、内容も充実したものであるか	—
		全体	10
		行政情報	10
		地域情報	10
5	社会的価値の実現に資する取組	地域社会の維持及び社会的価値の向上に貢献しているか	5

### (4) 選定結果

令和7(2025)年8月14日(木)午前9時に、みよし市ホームページで公表するとともに、提案者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しないこととし、結果に対する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 8 提案に関する質問の受付等

### (1) 質問の受付期間

令和7(2025)年7月18日(金)午後5時まで

### (2) 質問書の提出方法

質問書(様式第3号)に記入の上、下記「19 連絡先」の担当宛て電子メールにて提出すること(電子メール以外の方法は受け付けない)。なお、件名は「みよし市暮らしの便利帳共同発行に関する質問」とすること。また、提出する場合は、みよし市経営企画部企画政策課に対して電話での送付確認を行うこととする。

(3) 質問に対する回答

令和7(2025)年7月22日(火)正午までに、質問内容と回答をみよし市ホームページで公表する。

9 提案者・事業者の失格事項

提案者及び事業者が次の事項に該当するとみよし市が判断した場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) その他本要領を遵守しない場合

10 協定の締結

候補事業者を事業者として選定後、事業者とみよし市とで便利帳発行に係る協定を締結する。なお、事業者が辞退した場合は、次点の候補事業者を事業者とする。

11 費用負担

便利帳の発行及び配布に係る費用は、事業者が全額負担するものとする。

12 禁止する広告内容等

- (1) 次のいずれかの項目に該当する表現を含む広告は、掲載することができないものとする。

ア 市が便利帳に広告を掲載することができる者又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしていると誤解を生ずるおそれがあるもの

イ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

エ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

オ 政治性又は宗教性のあるもの

カ 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）

キ 事実と異なるもの

ク 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

ケ 責任の所在が不明確であるもの

コ 内容が不明確であるもの

サ 個人の氏名を広告するもの

シ 懸賞広告及びクーポン付きの広告

ス その他、掲載の対象とすることが適当でないと市長が判断したもの

- (2) みよし市広告掲載要綱（平成23年4月1日施行）及びみよし市広告掲載基準（平成23年4月1日施行）に基づき、広告を掲載することとする。

13 広告内容、デザイン等の審査及び協議

事業者は、広告を掲載する者（広告主）、広告の内容、デザイン等について市と事前協議を行うものとする。

#### 14 広告内容等の変更及び取りやめ

- (1) みよし市は、事前協議において、事業者が選定した広告主、広告内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又は禁止する広告内容の項目に違反していると判断したときは、事業者に対して広告内容等の変更又は取りやめを求めるものとする。
- (2) 前号により、広告内容等の変更又は取りやめをする場合で、既に納入した便利帳がある場合は、事業者は、みよし市と協議の上、事業者の責任において速やかに対応するものとする。

#### 15 協定の解除

- (1) みよし市は、次のいずれかの項目に該当すると判断した場合は、協定を解除するものとする。
  - ア 前項の規定による広告内容等の変更を共同発行事業者が行わないとき。
  - イ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - エ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 協定を解除したときは、事業者はみよし市と協議の上、便利帳を回収する等、速やかに対応しなければならないものとする。
- (3) 回収等により生じた事業者の損害については、みよし市は一切の責任を負わないものとする。

#### 16 事業者の責務

- (1) 事業者は、便利帳の発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）の全てについて、一切の責任を負うものとする。
- (2) 事業者が広告主を募集するときは、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、みよし市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- (3) 便利帳の広告主及び広告の内容等に関する苦情その他の問題が発生したときは、事業者が一切の責任を負い、速やかに解決に努めるものとする。

#### 17 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、みよし市と事業者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 18 その他

この要領に定めるもののほか、便利帳の発行に関し必要な事項は、みよし市が別に定める。

19 連絡先

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂 50 番地

みよし市役所 経営企画部 企画政策課 担当者 林

電 話 (0561) 32-8005 (直通)

ファクシミリ (0561) 76-5021

電子メール [kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

附 則

この要領は、令和 7 (2025) 年 7 月 1 日から施行する。

参考1 事業者選定スケジュール

項目	日程（予定）
公募期間	令和7（2025）年7月1日（火）から7月25日（金）まで
質問の受付	令和7（2025）年7月18日（金）午後5時まで 質問書に記入の上、メールにてみよし市に提出すること。
企画提案書等の提出	令和7（2025）年7月25日（金）午後5時までに メールにてみよし市に提出すること。
プレゼンテーション	令和7（2025）年8月13日（水）午後2時から 1者20分以内
選定結果通知	令和7（2025）年8月14日（木）午前9時までに みよし市ホームページで公表するとともに、提案者全員 に電子メールで通知する。
協定書の締結	令和7（2025）年8月以降

参考2 便利帳発行までの概略スケジュール

項目	日程（予定）
事業者との打合せ	令和7（2025）年8月以降（行政情報、地域情報、 広告枠の調整） ※必要に応じ随時実施
みよし市行政情報の各課へ掲載内容の提出依頼、取りまとめ	令和7（2025）年8月から9月まで
事業者広告募集と取りまとめ 事業者地域情報の作成	令和7（2025）年9月から10月まで
みよし市行政情報の校正	令和7（2025）年10月から4月まで
校了	令和8（2026）年4月下旬
納入（全戸配布）	令和8（2026）年5月から6月まで